地域福祉計画を策定

市は、3年度から7年度までを期間とする「第3期奥州市地域福祉計画」を策定しました。地域福祉は、次世代を担う子どもたちや高齢で介護を必要とする人など全ての人が一体となり、進めていく地域づくりの取り組みです。人や団体などが協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりを進めます。

■問い合わせ＝本庁福祉課地域福祉係（☎34－2324）

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、市の地域福祉を推進するための基本となるものです。地域住民、行政、関係団体などが、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となります。

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための「理念計画」です。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、行政機関や市民などが協働で事業推進する「行動計画」です。両計画を連携させながらが地域福祉を推進します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関わり

地域福祉計画（市策定）

◆基本理念◆
共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり

◆基本方針◆

1．福祉で安心・安全な地域づくり
地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いを推進します
地域住民を主体とした地域福祉活動を推進します

2．福祉を支える組織づくり・人づくり
移動制約者の支援の仕組みづくりを検討します
地域福祉を支える地域団体の活動を推進します
地域福祉を支える人材を育成します

3．包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり
成年後見制度利用促進に向けた仕組みをつくります
丸ごと受け止める支援の体制をつくります
必要なサービスにつなげる体制をつくります

連携

地域福祉活動計画（市社会福祉協議会策定）

◆基本理念◆
誰もが心の豊かさと幸せを実感できる
「福祉のまち奥州市」づくりへ

第3期計画の特徴

分野を超えた地域課題を解決するためには、身近な地域で相談に応じられるような体制づくりが必要です。庁内のさまざまな部署が連携し、関係機関と協働して解決に当たることができるような体制の構築を目指します。

社会福祉法の改正

国の政策により誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」が求められています。これに伴い、社会福祉法の次の点が改正されました。今回の策定は、その改正を盛り込んだ計画になっています。

▼「我が事、丸ごと」

新たに「我が事、丸ごと」という地域福祉推進の理念が規定されました。これは、地域住民やさまざまな団体などが「我が事」として参画し、人と人とが世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていこうというものです。

▼重層的支援体制の整備

ひきこもりや社会的孤立などの解決が難しい相談については、庁内連携によって分野を超えた相談体制を整え、包括的に受け止めます。継続的な伴走支援を行い、適切に支援する体制を整備します。

計画を推進するために

地域福祉計画は行政だけでなく、さまざまな団体や機関が連携して進めるものです。そのため、住民や福祉団体の代表が委員を勤める「市地域福祉推進市民会議」が計画の進捗などを評価し、意見や提言を行います。

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、お互いの個性や考えを認め合い、理解することが大切です。支え合い・助け合いによる「共助力」を高めあっていきましょう。

地域福祉計画は市ホームページに掲載しています。下記QRコードまたは「地域福祉計画」で検索してご覧ください。

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」を紹介します

■問い合わせ
本庁福祉課地域福祉係
（☎34-2324）

少子化や核家族化、そしてコロナ禍によって地域のつながりが薄れ、高齢者や障がいのある人、介護や子育ての悩みがある家庭などが、周囲に相談できずに孤立してしまうケースが増えています。

悩みを抱えている人たちが安心して地域で暮らせるように、地域の身近な相談相手として関係機関と協力し、つないでいく役割をするボランティアが「民生委員・児童委員」です。

■民生委員・児童委員とは

国・県から委嘱された非常勤の地方公務員です。

お住まいの地域ごと（主に行政区ごと）に委員がいます。また委員には守秘義務があり、安心して相談できます。

■地域に寄り添い活動しています

【相談・支援・橋渡し（関係機関をつなぐパイプ役）】

地域住民の日頃の様子を「声かけ」や「安否確認」を通じて把握に務めています。

困った人には福祉サービスの情報提供や、必要に応じたサービスを受けられるように関係機関に連絡し、人と人とをつなぐパイプ役を務めています。

■次のような心配や悩み事はありませんか

▶一人暮らしで心細い
▶子育てと両親の介護の両立で大変だ
▶学校でいじめにあった

相談の内容に応じて支援できるよう、適切な関係機関へつなぎます。また、各地域や地区で活動する主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。

5月12日～18日は活動強化週間です。これを機会に民生委員・児童委員の活動を知ってもらう週間となっています。

産後ケア事業のお知らせ ～出産後のお母さんを応援します～

■問い合わせ・申請先
本庁健康増進課親子みらい係
（☎34-2171）

市では、市内に住んでいる産後４カ月までの母子を対象とした産後ケア事業を行っています。出産後、安心して子育てができるように、宿泊や日帰り、訪問で授乳指導や乳房ケア、育児相談などが受けられます。

■事業の内容

利用種類	利用時間など	利用回数	場所	利用料金
宿泊ケア	毎週木午前９時～金午後４時 １泊２日、１回１組	３回まで	総合水沢病院	１回　7,560円（食事代込み） 内訳：利用料 5,000円 食事代 2,560円
日帰りケア	毎週月～金 午前９時～午後４時、１回２組	７回まで		１回　1,240円（食事代込み） 内訳：利用料 600円 食事代 640円
訪問ケア	平日午前９時～午後４時半 おおむね２時間（市内に限る）		自宅	無料

■申し込み方法と利用の流れ

（1）事前に申請します

出産予定日の３カ月前から申請が可能です。
「産後ケア事業利用申請書」を記入し、利用日の１週間前までに申請してください。
持ち物：母子健康手帳、印鑑

（2）お子さんが生まれたら、申請先に連絡します

「産後ケア事業利用承認通知書」を発行します。

（3）利用予約の電話をします

宿泊ケア・日帰りケア
総合水沢病院医療連携室（☎25-3833）
訪問ケア　申請先に同じ

（4）利用料金を支払います（宿泊ケア、日帰りケア）

利用後に納付書を送付します。利用料金は、指定金融機関で利用日から30日以内に、食事代は利用時に水沢病院へお支払いください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、事業が休止となる場合があります